

令和3年(2021年)12月10日

各 区 長 様

湖南省防災士連絡会
会長 曾我部 修

湖南省防災士連絡会会費の予算計上について（依頼）

平素は、防災士の活動に対してご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、湖南省防災士連絡会は、各区長様をはじめとした地域のご理解ご協力のもと、地域の防災力向上のため、事業の推進に努めているところです。

本会は、防災士の知識・スキルアップとネットワーク構築による地域防災力の向上を目的とし、全43区から一律に支出いただく会費と、湖南省からの補助金により運営させていただいています。

つきましては、令和4年度の各区支出予算に湖南省防災士連絡会会費として、7,000円を計上いただきますようお願い申し上げます。

各区の登録防災士数と比較して入会者の少ない区におかれましては、地域防災力向上の観点からも、引き続き入会者の確保にご協力いただきますようお願い申し上げます。

湖南省防災士連絡会の設立経緯と趣旨について

湖南省では、地域とりわけ自主防災組織に防災に関する知識を有する人材を育成し、地域防災力向上の一助となるよう、平成 24 年度から防災士育成事業を開始、平成 30 年度までに地域の防災リーダーとして活躍を期待する防災士約 260 名を養成されてきました。

大規模地震、集中豪雨、台風の頻発等の自然災害が激増する近年、防災意識の向上とともに、地域の防災講座、防災訓練の企画運営等に参画する防災士も増えてきています。一方、防災士の中には、資格は取得したが防災士個人では活動しにくい、個人でできる活動には限界があるなどの意見も多く、防災士間のネットワーク構築が望まれていました。

一般的に大規模な災害が発生すると、ライフライン障害、同時多発する火災などへの対応から、公的な防災関係機関の活動能力（公助）が著しく低下し、迅速な対応は困難となります。防災士を構成員とする組織については、平時のみならず災害発生時においても活動を行うことから、行政から独立して自主運営できる自助・共助の枠組みが必要ですが、ネットワーク化が構築できていない状況であったため、市の支援を受けて組織化に取り組むこととなりました。

これまで、（仮称）湖南省防災会設立に向けた地域説明会（平成 31 年 1 月 16 日～18 日）を 7 回開催し、各地域まちづくり協議会管轄区域内の区長、まち協会長に対して市内全地域参加の必要性、設立趣旨等を説明するとともに、7 つのまち協管轄区域から防災士の代表各 2 名合計 14 名を委員として推薦いただき、平成 31 年 2 月 23 日から令和元年 9 月 19 日までの間に設立準備会の会議を 4 回開催し、規約案等について検討を重ねてきました。

このようにして、市内 43 区全区参加のもと、防災士間のネットワーク構築による情報共有と互いのスキルアップを通し更なる地域防災力の向上を図ることを目的として、湖南省防災士連絡会を設立しました。

湖南省防災士連絡会の概要

- ① 名 称 湖南省防災士連絡会
- ② 構 成 湖南省内に在住、在勤又は在学している防災士で構成
なお、令和元年度以降から、新規に市の事業を活用して防災士の資格を取得された方は湖南省防災士連絡会に加入いただきます。
- ③ 活動内容 当面は、防災士のスキルアップおよび会員相互の交流および情報の提供に関する事業を主要事業とする。
 - ・防災士のスキルアップ（防災士対象の研修・講座の実施）に関する事業
 - ・会員相互の交流および情報の提供に関する事業
 - ・推薦地域（区・地域まちづくり協議会）へ防災知識・スキルの還元
 - ・その他本会の目的を達成するために必要な事業

湖南省防災士連絡会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、湖南省防災士連絡会（以下「本会」という。）と称する。

(構成)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本防災士機構に認定された防災士のうち、湖南省内に在住、在勤又は在学し、本会の目的に賛同した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、自助、共助の原則のもと、会員の防災・減災に関する知識及び技術の向上並びに情報交換等による相互連携を図るとともに、地域住民の防災・減災に対する意識向上を支援することにより、地域住民の自主的な地域防災活動を効果的に推進し、もって地域防災・減災力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の防災・減災に関する知識と技能の習得及びスキルアップに関する事業
- (2) 会員相互の交流及び次に掲げる事項に関する情報の提供に関する事業
 - ア 区、自治会等の地域が実施する防災訓練、学習会等
 - イ 地域の防災・減災の啓発活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査役 1名
- (7) 幹事

2 幹事は、区長選出によるものとする。その他役員は、幹事の中から幹事会で推薦した者を総会において承認する。

3 役員の前任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、年度途中で選出された幹事の前任期は、次回役員改選年度までとする。

4 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期満了後最初の総会が終了するまでその任期を延長することができる。

5 補欠により就任した役員の前任期は、前任者の前任期とする。

(顧問)

第6条 本会に、事業の実施に当たり専門的な助言又は情報提供を受けるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、湖南省危機管理・防災課職員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、本会の議事を記録し、その他会務運営及び執行にあたる。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会計は、本会の経理を担当する。

6 監査役は、本会の会計を監査する。

7 幹事は、幹事会の構成員となり、会務を審議し執行する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、年1回の定期総会を行う。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、委任状(書面又は電磁的記録を含む。)の提出をもって出席とみなす。

4 総会の議長は、総会において選出するものとする。

5 総会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 総会は、次に掲げる事項について審議決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他総会に付議すべき重要な事項

(幹事会)

第10条 幹事会は、第5条に定める役員をもって組織し、会長が必要に応じて招集する。

2 幹事会は、本会の運営上必要な事項について企画し審議する。

3 幹事会は、本会の事業執行機関として委員会等組織を設置することができるものとする。

る。

(会計)

第 11 条 本会の経費は、会費及びその他収入等をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の監査)

第 13 条 監査役は、毎年 1 回本会会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、監査役は臨時に監査を行うことができる。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮り別に定める。

附 則


1 この規約は、令和元年 11 月 17 日から施行する。

2 本会の設立初年度の役員の任期については、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

3 規約第 5 条第 1 項、2 項、3 項を改定、第 10 条第 3 項を追加し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和3年度における湖南省防災士連絡会の主な事業

(令和3年12月3日現在)

6月20日(日)第1回スキルアップ技能講習会	
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため人数を限定しての開催となったが、湖南省社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター運営隊が開発した「SUGカードゲーム」を体験した。</p> <p>災害時に全国各地から集まるボランティアと被災地のニーズを調整、連結させる災害ボランティアセンターの動きを机上で体験することにより、見識の深化を図ることが出来た。</p>	

9月26日(日)第1回スキルアップ研修会(オンライン)	
<p>滋賀県砂防課から講師を招聘し、土砂災害に関する出前講座を受講した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令中のため、オンライン形式での研修とした。</p> <p>自宅のインターネット環境が整っていないことやオンライン会議アプリ(Zoom)の使用方法に不慣れな会員も多く、参加人数は少なかったものの、参加した会員からは概ね好評であった。</p> <p>今後もしばらくはオンラインによる会議、研修会の開催が想定されることから、湖南省防災士連絡会として、Zoomの使用方法的周知、密を避けるためのサテライト会場の設定など、会員が受講しやすい環境の整備に努めていく。</p>	 

今後実施予定の事業 (令和3年12月3日現在)

- (1) 令和3年12月5日(日)第2回スキルアップ研修会(風水害)
- (2) 令和4年1月16日(日)先進地視察研修